

3 (2) 追加支給額の算定の基本的な考えについて

(育児休業取得促進措置)

$$\text{追加支給額} = \text{支給対象期に支払われた賃金日額の差額 (※)} \times \text{支給対象期の日数} \times \text{助成率} \times (1 + \text{加算率})$$

大企業1/2、中小企業2/3
ただし、平成22年3月31日まで
大企業2/3、中小企業3/4

(※) 差額の算定方法

$$\left(\begin{array}{l} \text{以下①～③のいずれか低い額} \\ \text{①休業開始時賃金日額の30\%、} \\ \text{②支給対象期に支払われた賃金の日額、} \\ \text{③見直し後の雇用保険の賃金日額} \\ \text{(30歳以上45歳未満)の上限額の30\%} \end{array} \right) - \frac{\text{見直し前の雇用保険の賃金日額 (30歳以上45歳未満)の上限額の30\%}}{1}$$

(短時間勤務促進措置)

$$\text{追加支給額} = \frac{\text{基準額の差額 (※)}}{1} \times \frac{\text{支給対象期間中に短時間勤務制度を使用した日数}}{\text{支給対象期間中の所定労働日数}} \times (1 + \text{加算率})$$

(※) 差額の算定方法

$$\left(\begin{array}{l} \text{以下①～②のいずれか低い額} \\ \text{①基準額} \\ \text{②見直し後の雇用保険の基本手の日額} \\ \text{(30歳以上45歳未満)の最高額に30を乗じて得た額} \end{array} \right) - \frac{\text{見直し前の雇用保険の基本手の日額 (30歳以上45歳未満)の最高額に30を乗じて得た額}}{1}$$

(参考)

$$\text{基準額} = \text{支給対象期間中に支給された基本給} - \left[\begin{array}{l} \text{利用開始日の直前に支給された基本給} \times \frac{\text{短時間勤務制度を利用する場合に適用される所定労働時間}}{\text{短時間勤務制度を利用しない場合に適用される所定労働時間}} \end{array} \right] \times \text{助成率}$$

大企業2/3、中小企業3/4